

$$\begin{aligned} & 380,000 + 630,000 \\ & + 580,000 + 270,000 \\ & = 1,860,000 \end{aligned}$$

3 保険料控除申告書から源泉徴収簿への記入

令和 8 年 分 給 与 所 得 者 の 保 険 料 控 除 申 告 書

[illegible]

4 給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）の計算と源泉徴収簿の記入

(給与所得控除後の金額の算出表)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以	上 未 満	
6,504,000 6,508,000	6,508,000 6,512,000	4,763,200 4,766,400
6,600,000	8,500,000	給与等の金額に90%を乗じて算出した金額から1,100,000円を控除した金額
8,500,000	20,000,000	給与等の金額から1,950,000円を控除した金額

給与等の金額	7,020,000
調整控除後の給与等の金額	6,973,000
社会保険料等の控除額	1,386,102
所得控除額の合計額	500,000
給与所得控除後の給与等の金額	5,086,898
源泉徴収額の計算	115,270
源泉徴収額	115,270

5 算出所得税額の計算と源泉徴収簿の記入

課税給与所得金額 (A)	税 率 (B)	控除額 (C)	税額 = (A) × (B) - (C)
1,950,000円以下	5%	—	(A) × 5%
1,950,000円超 3,300,000円 〃	10%	97,500円	(A) × 10% - 97,500円
3,300,000円 〃 6,950,000円 〃	20%	427,500円	(A) × 20% - 427,500円
6,950,000円 〃 9,000,000円 〃	23%	636,000円	(A) × 23% - 636,000円
9,000,000円 〃 18,000,000円 〃	33%	1,536,000円	(A) × 33% - 1,536,000円
18,000,000円 〃 18,050,000円 〃	40%	2,796,000円	(A) × 40% - 2,796,000円

6 住宅借入金等特別控除申告書から源泉徴収簿への記入

平成38年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書

給与の支払者受付印

(この申告書は、年間所得の見積額が3,000万円を超える方は提出できません。)

年末調整の際に、次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けたので、申告します。

給与の支払者の 名称(氏名) ☐ 税務署長		〇〇〇〇株式会社		(フリガナ) あなたの氏名 山川 太郎
給与の支払者の 法人番号				あなたの住所 又 は 居所 〇〇市××町23-7
給与の支払者の 所在地(住所)		□□市△△町3-3		

新築又は購入に係る借入金等の計算				増改築等に係る借入金等の計算			
項目	金額	単位	率	項目	金額	単位	率
① 新築又は購入に係る借入金等の年末残高	7,650,000	円		⑥ 増改築等に係る借入金等の年末残高		円	
② 家屋又は土地等の取得対価の額	14,000,000	円		⑦ 増改築等の費用の額		円	
③ 家屋の総床面積又は土地等の総面積のうち居住用部分の床面積又は面積の占める割合	120.00	%	100	⑧ 増改築等の費用の額のうち居住用部分の割合		%	
④ 取得対価の額に係る借入金等の年末残高(①と②の少ない方)	7,650,000	円		⑨ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑥と⑦の少ない方)		円	
⑤ 居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高(④×③)	7,650,000	円		⑩ 居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高(④×③)		円	
⑪ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の算定の基礎となる借入金等の年末残高(⑤+⑩)	7,650,000	円		⑫ 基準債権による住宅借入金等の年末残高		円	
⑬ 特定増改築等の費用の額(備考(注2)参照)		円		⑭ 備考		円	
⑮ 特定増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑬と⑭の少ない方)(備考(注2)参照)		円				円	
⑯ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(⑬×ⅰ%)	76,500	円				円	

① この申告書の記載に当たっては、同封の「年末調整で住宅借入金等特別控除を受ける方」をお読みください。
② この申告書の提出期限等が発行する「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の添付が必要です。
③ 下の証明書を、切り離さなくてください。

平成38年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

左記の方が、平成29年分の所得税について次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。	
〇〇市××町23-7	平成30年10月16日
山川 太郎 様	〇〇 税務署長 財務事務官〇〇〇〇 〇〇 課長

新築又は購入した家屋に係る事項				増改築等をした部分に係る事項			
項目	金額	単位	率	項目	金額	単位	率
① 居住開始年月日	平成29年3月12日			② 居住開始年月日			
③ 家屋又は土地等の取得対価の額	14,000,000	円		④ 増改築等の費用の額		円	
⑤ 家屋又は土地等の総床面積又は総面積	120.00	%	100	⑥ ④のうち居住用部分の費用の額		円	
⑦ ⑤又は⑥のうち居住用部分の床面積又は面積	120.00	%	100	⑧ 特定増改築等の費用の額(特定増改築等住宅借入金等特別控除額)	155,400	円	

(平成29年中居住者用)

市 属		経理課		職 名		経理係長		所 属		氏 名		山 川 太 郎		修 理 番 号		8	
年 度		昭和 58 年		月 別		1 月		2 月		3 月		4 月		5 月		6 月	
前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額 同上の税額に基づき繰り越した不足税額 同上の税額に基づき繰り越した不足税額																	
区 分		月 別		1 月		2 月		3 月		4 月		5 月		6 月		7 月	
給 料		支 給		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000	
料		給 金		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000	
手		給 金		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000	
当		給 金		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000	
等		給 金		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000	
賞 与		給 金		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000	
等		給 金		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000	
計		給 金		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000	
賞 与		給 金		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000	
等		給 金		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000	
計		給 金		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000	
賞 与		給 金		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000	
等		給 金		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000	
計		給 金		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000	
賞 与		給 金		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000	
等		給 金		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000	
計		給 金		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000	
賞 与		給 金		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000	
等		給 金		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000	
計		給 金		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000	
賞 与		給 金		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000	
等		給 金		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000	
計		給 金		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000	
賞 与		給 金		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000	
等		給 金		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000		590,000	
計		給 金		590,000		590,000		590,000		590,000							

[illegible]

市川太郎		氏名		(生年月日) 男・女	年令	昭和	平成	令和	
				58 <td>1月</td> <td>1日</td> <td></td> <td></td>	1月	1日			
経理課		職名		経理係長		住所		〇〇市××町23-7	
所属		前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額							
同上の税額につき、還付又は徴収した月区分		還付又は徴収した税額		差引残高		月別		還付又は徴収した税額	
月別		還付又は徴収した税額		差引残高		月別		還付又は徴収した税額	
区	分	支給金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親族等の数	算出税額	差引	徴収税額	
1	20	590,000	90,712	499,288	6人	6,320		6,320	
2	20	590,000	90,712	499,288	6	6,320		6,320	
3	19	590,000	90,712	499,288	6	6,320		6,320	
4	20	600,000	92,454	507,546	6	6,690		6,690	
5	20	600,000	92,454	507,546	6	6,690		6,690	
6	19	600,000	92,454	507,546	6	6,690		6,690	
7	17	600,000	92,454	507,546	6	6,690		6,690	
8	20	600,000	92,454	507,546	6	6,690		6,690	
9	18	600,000	92,454	507,546	6	6,690		6,690	
10	20	600,000	92,454	507,546	6	6,690		6,690	
11	20	600,000	92,454	507,546	6	6,690		6,690	
12	18	600,000	92,454	507,546	6	6,690		6,690	
計		① 7,170,000	② 1,104,222	6,065,778	③	79,170			
賞与		6	10	900,000	140,940	759,060	6	(税率 10.21%) 77,500	77,500
12		12	25	900,000	140,940	759,060	6	(税率 —) ▲115,270	▲115,270
計		④	1,800,000	⑤ 281,880	1,518,120	⑥	77,500	▲115,270	
支給手当等		金		税		額			
給料・手当等		① 7,170,000		③ 79,170					
賞与等		④ 1,800,000		⑥ 77,500					
計		⑦ 8,970,000		⑧ 156,670					
給与所得控除後の給与等の金額		⑨ 7,020,000							
所得金額調整控除額 (⑩ - 8,500,000円) × 10%、マイナスの場合は0)		⑪ 47,000							
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)		⑫ 6,973,000							
社会保険等からの控除分(※+※)		⑬ 1,386,102							
申告による社会保険料の控除分		⑭ 0							
申告による小規模企業共済等掛金の控除分		⑮ 0							
生命保険料の控除額		⑯ 120,000							
地震保険料の控除額		⑰ 50,000							
配偶者(特別)控除額		⑱ 380,000							
特定親族特別控除額		⑲ 410,000							
扶養控除及び障害者等の控除額の合計額		⑳ 1,860,000							
基礎控除額		㉑ 620,000							
所得控除額の合計額 (㉒ + ㉓ + ㉔ + ㉕ + ㉖ + ㉗ + ㉘)		㉙ 4,826,102							
差引課税給与所得金額(㉚ - ㉛)及び支出所得税額		㉜ 2,146,000							
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額		㉝ 76,500							
年調所得税額(㉞ - ㉟、マイナスの場合は0)		㊱ 40,600							
年調年税額(㊲ × 10.21%)		㊴ 41,400							
差引(超過額)又は不足額(㊵ - ㊶)		㊷ 115,270							
超過額		本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額							
未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額		㊸							
差し還付する金額(㊹ - ㊺)		㊻ 115,270							
同上的本年中に還付する金額うち翌年において還付する金額		㊼							
不足額		本年最後の給与から徴収する金額							
翌年に繰り越して徴収する金額		㊽							

(設例の説明)

- 1 この設例は、本年最後に支払う給与(賞与)に対する税額計算を省略しないで年末調整を行ったものです。
- 2 1月から12月までの普通給与の金額と賞与の金額との合計額 4,390,000円について、給与所得控除後の給与等の金額を「給与所得控除後の金額の算出表」によって求めると 3,070,400円になります。

(注) この設例の場合、本年分の給与の総額が850万円以下であるため、所得金額調整控除の適用はありません。

- 3 社会保険料等の641,525円は、1月から12月までの間に給与及び賞与から差し引かれた社会保険料等であり、その全額が控除されます。
- 4 生命保険料の控除額は、本年中に支払った一般の生命保険料のうち旧生命保険料分50,200円に対する控除額37,550円($50,200円 \times \frac{1}{4} + 25,000円$)と本年中に支払った個人年金保険料のうち新個人年金保険料分56,000円に対する控除額34,000円($56,000円 \times \frac{1}{4} + 20,000円$)との合計額の71,550円となります。
- 5 地震保険料の控除額は、本年中に支払った損害保険料のうち地震保険料控除の対象となるものが地震保険料分45,000円のみであり、その合計額が50,000円以下のため、45,000円となります。
- 6 「配偶者(特別)控除額⑰」欄の金額は、配偶者控除等申告書で計算します。所得者の合計所得金額が900万円以下(本人に給与所得以外の所得がないため、給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)3,070,400円が、本人の合計所得金額となります。)(区分Ⅰ：A)で、配偶者の合計所得金額が62万円以下(区分Ⅱ：②)ですので、配偶者控除等申告書の「控除額の計算」欄の表の区分Ⅰの「A」及び区分Ⅱの「②」が交わる欄の金額380,000円が配偶者控除額となります。
- 7 「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額⑱」欄の金額は、「源泉徴収簿」の「扶養控除等の申告・各種控除額」欄により求めた金額の合計額380,000円(一般の控除対象扶養親族1人 $\times$ 380,000円)です。
- 8 「基礎控除額⑳」欄の金額は、基礎控除申告書で計算します。所得者の合計所得金額が489万円以下ですので、1,040,000円が基礎控除額となります。
- 9 所得控除額の合計額2,558,075円は、次により計算します。

社会保険料等の控除額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	配偶者控除額	扶養控除額等	基礎控除額
641,525円	71,550円	45,000円	380,000円	380,000円	1,040,000円

$$641,525円 + 71,550円 + 45,000円 + 380,000円 + 380,000円 + 1,040,000円 = 2,558,075円$$

- 10 差引課税給与所得金額512,000円は、次により計算します。

給与所得控除後の給与等の金額 (調整控除後)	所得控除額の合計額	差引課税給与所得金額
3,070,400円	2,558,075円	

$$3,070,400円 - 2,558,075円 = 512,325円 \rightarrow 512,000円 (1,000円未満の端数切捨て)$$

- 11 差引課税給与所得金額512,000円に対する算出所得税額を「令和8年分の年末調整のための算出所得税額の速算表」によって求めると、25,600円となります。

課税給与所得金額	税率	算出所得税額
512,000円	5%	25,600円

$$512,000円 \times 5\% = 25,600円$$

- 12 この設例の場合、住宅借入金等特別控除の適用がありませんので、上記「11」で求めた算出所得税額が年調所得税額となります。
- 13 年調所得税額25,600円に102.1%を乗じて求めた26,100円(100円未満の端数切捨て)が年調年税額となります。
- 14 年調年税額26,100円と1月から12月までに徴収された税額(12月支給の給与(賞与)については税額計算のみ)の合計額51,845円とを比較すると、徴収された税額の合計額の方が25,745円多いため超過額25,745円が生じます。
- 15 この超過額25,745円は本年最後に支給する給与(賞与)から徴収すべき税額6,963円に充当しますが、徴収すべき税額を超える金額18,782円(25,745円-6,963円)は本人に還付することになります。

電子計算機等による年末調整

電子計算機等を使用して年末調整を行う場合であっても、その計算方法などは、通常の年末調整と変わりはありません。しかし、「給与所得控除後の金額の算出表」をそのまま電子計算機等に組み込むことは手数を要しますから、この表を一定の計算式により組み込むなど次のような方法により行うことが便利です。

※ 国税庁ホームページの「[年末調整がよくわかるページ](#)」に掲載している「[年末調整計算シート](#)」(Excel)をご利用いただくと、下記の計算を効率的に行うことができます。

1 給与所得控除後の給与等の金額の計算

「給与所得控除後の金額の算出表」の「給与等の金額」の欄は、給与の総額が220万円以上660万円未満のものについては、4,000円刻みで作成され、それぞれの刻み（各階級）の最低金額を基にして給与所得控除後の給与等の金額が計算されています。そこで、まず、次により本年中の給与の総額を「給与所得控除後の金額の算出表」の各階級の最低金額（以下「年調給与額」といいます。）に置き換え、その上で給与所得控除後の給与等の金額を計算することになります。

(1) 年調給与額の算出

本年中の給与の総額の区分に応じ、それぞれ次の表に掲げるところにより「年調給与額」を求めます。

給与の総額の区分	年 調 給 与 額 の 求 め 方
2,199,999円まで	給与の総額をそのまま年調給与額とします。
2,200,000円から 6,599,999円まで	次の算式により計算した金額を年調給与額とします。 ① $\frac{(\text{給与の総額}) - 2,200,000 \text{ 円}}{4,000 \text{ 円}} = \text{商} \cdots \text{余り}$ (この商の値は、自然数又は0とします。) ② 給与の総額 - ①の余り = 年調給与額
6,600,000円から	給与の総額をそのまま年調給与額とします。

〔計算例〕

◎ 本年分の給与の総額が、5,310,000円の場合

$$\textcircled{1} \frac{5,310,000 \text{ 円} - 2,200,000 \text{ 円}}{4,000 \text{ 円}} = 777 \cdots \text{余り } 2,000 \text{ 円}$$

$$\textcircled{2} 5,310,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円} = 5,308,000 \text{ 円} \cdots \cdots \text{年調給与額}$$

(2) 給与所得控除後の給与等の金額の計算

給与所得控除後の給与等の金額は、(1)により求めた年調給与額を基にして、次の表により計算します。

年 調 給 与 額 (A) の 区 分	給与所得控除後の給与等の金額の計算式
1円から 740,999円まで	0円
741,000 〃 2,190,999 〃	A - 740,000円
2,191,000 〃 2,192,999 〃	1,451,000円
2,193,000 〃 2,195,999 〃	1,453,000円
2,196,000 〃 2,199,999 〃	1,456,000円
2,200,000 〃 3,599,999 〃	A × 70% - 80,000円
3,600,000 〃 6,599,999 〃	A × 80% - 440,000円
6,600,000 〃 8,499,999 〃	A × 90% - 1,100,000円
8,500,000 〃 20,000,000 〃	A - 1,950,000円

(注) 1 Aは年調給与額を表します。

2 年調給与額が660万円以上のものについて、上記の算式により計算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を給与所得控除後の給与等の金額とします。

3 給与の総額が2,000万円を超える場合には年末調整を行いませんので、この表は年調給与額が2,000万円以下の場合だけについて作成してあります。

4 所得金額調整控除の適用を受ける人については、上記の表により計算した給与所得控除後の給与等の金額から所得金額調整控除額を控除して給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）を求めます。

なお、所得金額調整控除の適用を受けない人については、「給与所得控除後の給与等の金額」が「給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）」となります。

2 所得控除額と課税給与所得金額の計算

(1) 所得控除額の計算

給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）から控除する所得控除額の計算は、次に掲げる控除額を加算する方法により行います。

1	扶養控除額の計算	扶 養 控 除 額	380,000円×一般の控除対象扶養親族の数+630,000円×特定扶養親族の数+480,000円×同居老親等以外の老人扶養親族の数+580,000円×同居老親等の数
2	基礎控除額、配偶者（特別）控除額及び特定親族特別控除額の計算	基 礎 控 除 額 （注1・2）	最高1,040,000円
		配 偶 者 控 除 額 （注2）	一般の控除対象配偶者は最高380,000円 老人控除対象配偶者は最高480,000円
		配偶者特別控除額 （注2）	最高380,000円
		特定親族特別控除額 （注2）	特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて最高630,000円
3	障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生の控除額の計算		270,000円×（一般の障害者の数と寡婦又は勤労学生に該当するごとに1として計算した数との合計数）+400,000円×（特別障害者の数）+750,000円×（同居特別障害者の数）+350,000円（所得者本人がひとり親の場合に限ります。）
4	保険料控除額の計算	社 会 保 険 料 控 除 額	支払った保険料の全額
		小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金 の 控 除 額	支払った掛金の全額
		生命保険料の控除額	最高120,000円
		地震保険料の控除額	最高50,000円

（注）1 合計所得金額655万円以下の控除額は、所得税法第86条の規定による基礎控除額62万円に、租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

2 基礎控除額は基礎控除申告書を、配偶者控除額及び配偶者特別控除額は配偶者控除等申告書を、特定親族特別控除額は特定親族特別控除申告書を、それぞれ参照してください。

(2) 課税給与所得金額の計算

1により求めた給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）から上記(1)の所得控除額を差し引いて、課税給与所得金額を計算します。

3 算出所得税額と年調年税額の計算

(1) 課税給与所得金額に対する算出所得税額の計算

課税給与所得金額に対する算出所得税額の計算は、次の算式により行います。この場合、課税給与所得金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

$$\text{課税給与所得金額} \times \text{税率（A）} - \text{控除額（B）} = \text{算出所得税額}$$

課 税 給 与 所 得 金 額		税 率 （A）	控 除 額 （B）
	1,950,000円以下	5 %	—
1,950,000円超	3,300,000円 〃	10 %	97,500円
3,300,000円 〃	6,950,000円 〃	20 %	427,500円
6,950,000円 〃	9,000,000円 〃	23 %	636,000円
9,000,000円 〃	18,000,000円 〃	33 %	1,536,000円
18,000,000円 〃	18,050,000円 〃	40 %	2,796,000円

（注）課税給与所得金額が18,050,000円を超える場合は、年末調整の対象となりません。

(2) 年調所得税額の計算

住宅借入金等特別控除の適用がない人については、上記(1)で求めた算出所得税額が年調所得税額となります。

また、住宅借入金等特別控除の適用を受ける人については、上記(1)で求めた算出所得税額から住宅借入金等特別控除額を控除して年調所得税額を求めることとなりますが、上記(1)で求めた算出所得税額よりも住宅借入金等特別控除額の方が多い場合は、その控除額はその算出所得税額の範囲にとどめ、控除しきれない部分の金額は切り捨てます。

(3) 年調年税額の計算

上記(2)で求めた年調所得税額に102.1%を乗じた金額が復興特別所得税を含む年調年税額（100円未満の端数切捨て）となります。

合計所得金額の計算について(令和8年分)

合計所得金額とは、次の(1)と(2)の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額をいいます。

※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（長（短）期譲渡所得については特別控除前の金額）の合計額を加算した金額です。

- (1) 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益通算後の金額）
- (2) 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益通算後の金額）の2分の1の金額

ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小子会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

所得の種類や内容等については次のとおりです。

1 給与所得

- (1) 俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（パートタイマーやアルバイトとして支払を受けるものを含みます。）は、給与所得となります。
- (2) 給与所得の金額は、給与の収入金額から給与所得控除額を控除した後の金額となり、具体的には次の表により求めた金額となります。

給与の収入金額	円	A
給与の収入金額 A	給与所得の金額	
1円以上 740,999円以下	0 円	
741,000円以上 2,190,999円以下	A - 740,000 円	
2,191,000円以上 2,192,999円以下	1,451,000 円	
2,193,000円以上 2,195,999円以下	1,453,000 円	
2,196,000円以上 2,199,999円以上	1,456,000 円	
2,200,000円以上 3,599,999円以下	$A \div 4$ (千円未満切捨て) = B ,000 円	B × 2.8 - 80,000 円
3,600,000円以上 6,599,999円以下	$A \div 4$ (千円未満切捨て) = B ,000 円	B × 3.2 - 440,000 円
6,600,000円以上 8,499,999円以下	$(A) \times 90\% - 1,100,000$ 円	
8,500,000円以上	$(A) - 1,950,000$ 円	

なお、所得金額調整控除^{*1}や特定支出控除^{*2}の適用がある場合は、求めた給与所得の金額からそれらの控除額を控除します。

※1 所得金額調整控除の計算は、以下のとおりです。

次の(1)又は(2)に該当する場合は、それぞれ次の(1)又は(2)の算式により計算した所得金額調整控除の額（(1)と(2)の両方に該当する場合は、それらの合計額）が、その年分の給与所得の金額から控除されます。

また、所得金額調整控除の額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

- (1) 本年中の給与の収入金額（2か所以上から給与の支払を受けている場合はその総額）が850万円を超え以下のイ～ハのいずれかに該当する場合

- イ あなた自身が特別障害者
- ロ 同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者
- ハ 扶養親族が年齢23歳未満

〔算式〕 (給与の収入金額^(※) - 850万円) × 10%

※ 1,000万円を超える場合は、1,000万円

- (2) 本年中の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、それらの合計額が10万円を超える場合

〔算式〕 給与所得控除後の給与等の金額^(※) + 公的年金等に係る雑所得の金額^(※) - 10万円

※ 10万円を超える場合は、10万円

- 2 特定支出控除の計算については、国税庁ホームページのタックスアンサー（よくある税の質問）[No.1415「給与所得者の特定支出控除」](#)をご参照ください。

2 事業所得

- (1) 農業、漁業、製造業、卸売業、小売業やサービス業のほか対価を得て継続的に行う事業による所得は、事業所得となります。
- (2) 事業所得の金額は、総収入金額から必要経費を控除した後の金額となります。
- (3) 必要経費になるものは、上記事業の収入を得るために必要な売上原価や販売費・一般管理費その他の費用です。

※ 家内労働法に規定する家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人その他特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする人（家内労働者等）の事業所得及び雑所得の必要経費の額の合計額については、69万円（収入金額を限度とし、他に給与所得がある場合には、給与所得控除額を控除した残額とします。）まで認められる特例があります。

3 雑所得

- (1) 原稿料や印税、講演料、放送出演料若しくは貸金の利子などで事業所得と認められないもの、生命保険契約等に基づく年金など他のいずれの所得にも該当しない所得又は国民年金、厚生年金、共済年金若しくは恩給（一時恩給を除きます。）などの公的年金等は、雑所得となります。
- (2) 雑所得の金額は、次のイ及びロを合計した金額となります。

イ 公的年金等に係る雑所得…収入金額から公的年金等控除額を控除した残額
公的年金等の収入金額に対する公的年金等控除額は次のとおりです。

① 65歳以上の人の公的年金等控除額

※ 65歳以上の人とは、昭和37年1月1日以前に生まれた人をいいます。

公的年金等の収入金額 A	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
330万円以下	110万円	100万円	90万円
330万円超 410万円以下	$A \times 25\% + 27万5,000円$	$A \times 25\% + 17万5,000円$	$A \times 25\% + 7万5,000円$
410万円超 770万円以下	$A \times 15\% + 68万5,000円$	$A \times 15\% + 58万5,000円$	$A \times 15\% + 48万5,000円$
770万円超 1,000万円以下	$A \times 5\% + 145万5,000円$	$A \times 5\% + 135万5,000円$	$A \times 5\% + 125万5,000円$
1,000万円超	195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円

② 65歳未満の人の公的年金等控除額

公的年金等の収入金額 A	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
130万円以下	60万円	50万円	40万円
130万円超 410万円以下	$A \times 25\% + 27万5,000円$	$A \times 25\% + 17万5,000円$	$A \times 25\% + 7万5,000円$
410万円超 770万円以下	$A \times 15\% + 68万5,000円$	$A \times 15\% + 58万5,000円$	$A \times 15\% + 48万5,000円$
770万円超 1,000万円以下	$A \times 5\% + 145万5,000円$	$A \times 5\% + 135万5,000円$	$A \times 5\% + 125万5,000円$
1,000万円超	195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円

ロ 公的年金等以外の雑所得…総収入金額から必要経費を控除した金額

※ 家内労働者等の必要経費の特例については、2(3)※と同様です。

4 配当所得

- (1) 株主や出資者が法人から受ける剰余金の配当や、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託以外のもの）の収益の分配などに係る所得は、配当所得となります。
- (2) 配当所得の金額は、収入金額からその元本を取得するために要した負債の利子（株式等の取得のために借り入れた負債の利子のうち、その株式等の譲渡所得等に係るものを除きます。）を控除した後の金額となります。
- (3) 配当所得のうち、次のものについては合計所得金額に含まれません。

イ 源泉分離課税とされる私募公社債等運用投資信託及び特定目的信託（社債的受益権に限ります。）の収益の分配

ロ 確定申告をしないことを選択した④上場株式等の配当等（特定株式投資信託の収益の分配を含みます。）、⑥公募証券投資信託の収益の分配（特定株式投資信託及び公社債投資信託を除きます。）、⑦特定投資法人の投資口の配当等、④公募投資信託の収益の分配（証券投資信託、特定株式投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除きます。）、⑥公募特定受益証券発行信託の収益の分配、⑦特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当（公募のものに限ります。）及び⑧これら以外の配当等で1銘柄について1回の金額が10万円に配当計算期間の月数（最高12か月）を乗じてこれを12で除して計算した金額以下の配当等

5 不動産所得

- (1) 建物や土地、不動産の上に存する権利、船舶、航空機の貸付けから生ずる所得は、不動産所得となります。
- (2) 不動産の貸付けに際して受け取る権利金や頭金、更新料、名義書換料も不動産所得になります。ただし、借地権などの設定により一時に受ける権利金や頭金などについては、譲渡所得や事業所得になる場合があります。
- (3) 不動産所得の金額は、総収入金額から必要経費を控除した後の金額となります。
- (4) 必要経費になるものは、貸し付けた不動産についての修繕費、損害保険料、租税公課、減価償却費や借入金利子などです。

6 退職所得

- (1) 退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与などの所得は、退職所得となります。また、社会保険制度等に基づく一時金などで退職所得となるものがあります。
- (2) 退職所得の金額は、支払を受ける退職手当等の区分に応じて、次のとおり計算します。

《退職所得の金額》

退職手当等の区分	退職所得の金額
一般退職手当等の場合	(一般退職手当等の収入金額－退職所得控除額) × 1/2
短期退職手当等の場合	① 短期退職手当等の収入金額－退職所得控除額 ≤ 300万円の場合 (短期退職手当等の収入金額－退職所得控除額) × 1/2
	② 短期退職手当等の収入金額－退職所得控除額 > 300万円の場合 150万円 + {短期退職手当等の収入金額－(300万円＋退職所得控除額)}
特定役員退職手当等の場合	特定役員退職手当等の収入金額－退職所得控除額

- (注) 1 一般退職手当等とは、退職手当等のうち短期退職手当等及び特定役員退職手当等のいずれにも該当しないものをいいます。
- 2 短期退職手当等とは、短期勤続年数（役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が5年以下であるものをいい、この勤続年数については役員等として勤務した期間がある場合には、その期間も含めて計算します。）に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。
- 3 特定役員退職手当等とは、役員等として勤続年数（以下「役員等勤続年数」といいます。）が5年以下である人が支払を受ける退職手当等のうち、その役員勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。

《退職所得控除額》

勤続年数（A）	退職所得控除額
20年以下	40万円 × A（80万円に満たない場合には、80万円）
20年超	800万円 + 70万円 × (A－20年)

(注) 障害者になったことに直接基因して退職した場合の退職所得控除額は、上記により計算した金額に100万円を加算します。

※ 一般退職手当等、短期退職手当等又は特定役員退職手当等のうち2以上の退職手当等がある場合の退職所得の金額の計算方法については、国税庁ホームページに掲載している『短期退職手当等Q&A』[Q6]をご確認ください。
(https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0021009-037_01.pdf)

7 1から6以外の所得

その他の所得には、次のようなものがあります。

- (1) 譲渡所得…土地、建物、機械、ゴルフ会員権、金地金、書画、骨とうなどの資産の譲渡による所得
(注) 生活に通常必要な動産（価額が30万円を超える貴金属等及び書画等を除きます。）の譲渡による所得は非課税です。
- (2) 山林所得…山林の伐採又は譲渡（取得の日以後5年以内の伐採又は譲渡を除きます。）による所得
- (3) 一時所得…賞金や懸賞当せん金、競馬・競輪の払戻金（営利を目的とする継続的行為から生じたものを除きます。）、生命保険契約等に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期返戻金、遺失物拾得の報労金などによる所得
- (4) 総合課税又は申告分離課税の対象となる利子所得
(注) 源泉分離課税の対象となる利子等は、合計所得金額に含まれません。
また、申告分離課税の対象となる特定公社債等に係る利子等のうち、確定申告をしないことを選択した利子等は、合計所得金額に含まれません。
- (5) 申告分離課税となる又は申告分離課税を選択した上場株式等の配当等に係る配当所得
(注) 確定申告をしないことを選択した配当等は、合計所得金額に含まれません。
- (6) 申告分離課税の適用を受けた一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等
(注) 源泉徴収選択口座を通じて行った上場株式等の譲渡による所得等で、確定申告をしないことを選択した所得等は、合計所得金額に含まれません。
- (7) 先物取引に係る雑所得等

令和8年分 年末調整チェック表

このチェック表では、年末調整事務について、誤りやすい事項などをまとめているので、年末調整事務に取り掛かる前、あるいは、年末調整事務を終えられた後の再確認などにご使用ください。

※ 本年の年末調整においては、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件の引上げや基礎控除の引上げなどの改正が行われていますので、ご注意ください。

区分	チェック項目	区分	チェック項目
扶養控除等	☐ 扶養控除等申告書を提出できる人で、提出漏れとなっている人はいませんか。	生命保険料控除	☐ 申告された保険料は、所得者本人が支払ったものですか。
	☐ 本年中に控除対象扶養親族等に異動があった人（扶養親族等の所得要件の改正により新たに扶養控除等の対象となる扶養親族等を有することとなった人を含みます。）について、扶養控除等異動申告書が提出されていますか。		☐ 分配を受けた剰余金や割戻しを受けた割戻金は、支払った保険料の額から差し引かれていますか。
	☐ 控除対象扶養親族、障害者控除の対象となる同一生計配偶者の合計所得金額は62万円以下となっていますか。		☐ 新生命保険料、旧生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料、旧個人年金保険料の区分を適正にし、控除額の計算が正しくされていますか（一般の生命保険料の控除額は、年齢23歳未満の扶養親族の有無に応じて正しく計算されていますか）。
	☐ 特定扶養親族、老人扶養親族等の判定は正しく行われていますか。		☐ 「年齢23歳未満の扶養親族」欄に記載がある場合に、記載された扶養親族は年齢23歳未満（平成16年1月2日以後生）となっていますか。
	☐ 扶養控除の対象となる特定扶養親族と、特定親族特別控除の対象となる特定親族の判定は正しく行われていますか。		☐ 保険料を支払ったことが分かる証明書類がありますか。 ・旧生命保険料…一契約の支払保険料が9,000円超のもの ・旧生命保険料以外のもの…全ての支払保険料
	☐ 控除対象扶養親族の年齢は16歳以上（平成23年1月1日以前生）となっていますか。	社会保険料控除	☐ 申告された保険料は、社会保険料控除の対象となるものですか。
	☐ 控除対象者が国外居住親族である場合、「親族関係書類」（一定の場合にはこれに加えて「留学ビザ等書類」）及び「送金関係書類」（一定の場合には「38万円送金書類」）の提出又は提示を受けましたか。		☐ 所得者本人又は所得者と生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料で所得者本人が支払ったものですか。
	☐ 寡婦、ひとり親の判定は正しく行われていますか。		☐ 国民年金の保険料又は国民年金基金の掛金について、支払ったことが分かる証明書類がありますか。
	☐ 控除対象者が国外居住親族である場合、「親族関係書類」（一定の場合にはこれに加えて「留学ビザ等書類」）及び「送金関係書類」（一定の場合には「38万円送金書類」）の提出又は提示を受けましたか。		☐ 住宅の取得等をした人と申告者（所得者本人）が同一人ですか。
	☐ 所得者の合計所得金額に応じて基礎控除額の計算が正しく行われていますか。※昨年分と金額が異なります。		☐ 居住の用に供した後、本年12月31日まで引き続き居住していますか。
	☐ 所得者本人の合計所得金額は、1,000万円以下ですか。		☐ 借入れ等をしている者と申告者（所得者本人）が同一人ですか。
	☐ 配偶者の収入が給与所得の場合に、配偶者の合計所得金額は、改正後の給与所得控除額を適用して計算されていますか。		☐ 控除額の計算は正しく行われていますか。
	☐ 配偶者の合計所得金額だけでなく、所得者の合計所得金額に応じて配偶者控除額、配偶者特別控除額の計算が正しく行われていますか。		☐ 住宅借入金等特別控除は、算出所得税額の金額を限度としていますか。
	☐ 配偶者が国外居住親族である場合、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の提出又は提示を受けましたか（扶養控除等申告書を提出する際に、「親族関係書類」を提出又は提示している場合は、「親族関係書類」の提出又は提示は不要です）。		☐ 住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超える場合、給与所得の源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除可能額」欄に当該控除額を記入しましたか。
基礎控除	☐ 所得者の合計所得金額に応じて基礎控除額の計算が正しく行われていますか。※昨年分と金額が異なります。	住宅借入金等特別控除	☐ 臨時に支給した給与、現物給与（経済的利益）、認定賞与等について集計の対象としていますか。
	☐ 所得者本人の合計所得金額は、1,000万円以下ですか。		☐ 未払の給与や賞与であっても、本年中に支払の確定したものについて集計の対象としていますか。
	☐ 配偶者の収入が給与所得の場合に、配偶者の合計所得金額は、改正後の給与所得控除額を適用して計算されていますか。		☐ 前年中に支払の確定した給与で未払となっていたものを本年に支払った場合には、その給与は集計から除いていますか。
	☐ 配偶者の合計所得金額だけでなく、所得者の合計所得金額に応じて配偶者控除額、配偶者特別控除額の計算が正しく行われていますか。	集計関係	☐ 給与所得控除後の給与等の金額の計算に当たっては、改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を使用していますか。
特定親族特別控除	☐ 特定親族は年齢19歳以上23歳未満（平成16年1月2日～平成20年1月1日生）で、合計所得金額が62万円超123万円以下となっていますか。		☐ 所得金額調整控除額の計算は正しく行われていますか。
	☐ 特定親族の収入が給与所得の場合に、特定親族の合計所得金額は、改正後の給与所得控除額を適用して計算されていますか。		☐ 課税給与所得金額は、1,000円未満を切り捨てたものとなっていますか。
	☐ 特定親族の合計所得金額に応じて特定親族特別控除額の計算が正しく行われていますか。		☐ 年調年税額は、復興特別所得税を含めて算出し、100円未満を切り捨てたものとなっていますか。
	☐ 特定親族が国外居住親族である場合、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の提出又は提示を受けましたか（扶養控除等申告書を提出する際に、「親族関係書類」を提出又は提示している場合は、「親族関係書類」の提出又は提示は不要です）。		☐ 納付する税額がない場合であっても、所得税徴収高計算書（納付書）を作成しましたか。
地震保険料控除	☐ 所得者本人又は本人と生計を一にする親族が所有して常時居住している家屋やこれらの人が所有している生活に通常必要な家財を保険の目的としていますか。	税額計算関係	
	☐ 地震保険料と旧長期損害保険料の区分が正しくされていますか。		
	☐ 保険料を支払ったことが分かる証明書類がありますか。		

「年末調整がよくわかるページ」のご案内

国税庁ホームページに「[年末調整がよくわかるページ](#)」を掲載しています。

年末調整に当たっての注意事項などを従業員の方へ周知する際にご使用いただける文例（周知用文例・記載例など）や各申告書の記載例などを掲載していますので、是非ご活用ください。



年末調整でお困りのときは “税務職員ふたば”にご相談ください！

年末調整に関するご相談は、国税庁ホームページからチャットボット「[税務職員ふたば](#)」にご相談ください。



年末調整の各種申告書の書き方や添付書類に関するることなどについて、AI（人工知能）を活用して自動で回答を表示します。

※ 公開期間は令和8年10月頃から令和9年1月下旬までの予定です。

令和8年分 年末調整Q & A

この「令和8年分 年末調整Q & A」は、年末調整について、税務署等に比較的多く寄せられる質問や誤りやすい事項について問答形式で解説しています。

【問1】 当社の営業課長Aは、本年10月31日に定年退職する予定になっていますが、就職先が決まっていないことから、当分の間、雇用保険の失業等給付を受ける予定です。

Aの再就職が決まっていないことから、当社としては、Aの在職中の給与について年末調整を行いたいと思いますが、差し支えありませんか。

【答】 年の中途で退職した人については、一定の場合を除き、年末調整の対象とはなりません。

なお、年の中途で退職した人のうち年末調整の対象となるのは、①死亡により退職した人、②著しい心身障害のために退職した人で、その退職の時期から本年中に再就職が不可能と認められ、かつ、退職後本年中に給与の支払を受けないこととなっている人、③12月に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した人、④いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年中に支払を受ける給与の総額が136万円以下である人（退職後本年中に他の勤務先等から給与の支払を受けると見込まれる人を除きます。）です。

Aさんについては、上記①から④までのいずれにも該当しませんので、Aさんの在職中の給与について年末調整を行うことはできません。

（注）失業等給付は非課税とされています。

【問2】 当社の給与規程では、毎月1日から末日までの勤務実績を基に、翌月10日に給与を支給することになっています。したがって、12月中の勤務実績に基づく給与は翌年の1月10日に支給することになります。このような場合、年末調整の対象となる給与の総額には、翌年1月10日に支給する金額を含めるのでしょうか。

【答】 年末調整は、本年中に支払の確定した給与、すなわち給与の支払を受ける人からみれば収入の確定した給与の総額について行います。この場合の収入の確定する日（収入すべき時期）は、契約又は慣習により支給日が定められている給与についてはその支給日、支給日が定められていない給与についてはその支給を受けた日をいいます。

ご質問の場合、給与規程により支給日が定められていますので、翌年1月10日に支給する給与は、同日が収入の確定する日となり、本年の年末調整の対象とはなりません。

【問3】 当社の従業員Aは、国内で離れて暮らす両親を控除対象扶養親族として「給与所得者の扶養控除等申告書」に記載しています。別居している親族を控除対象扶養親族としてもよいのでしょうか。

【答】 別居している親族であっても所得者本人の扶養控除の対象とすることは可能ですが、その場合、別居している親族に対して常に生活費、療養費等の送金が行われているなど、所得者本人と生計を一にしている必要があります。

（注）扶養控除の計算を正しく行うため、銀行振込や現金書留により送金している事実を振込票や書留の写しなどの提示を受けて確認することをお勧めします。

なお、国外に居住する親族について扶養控除等の適用を受けるためには、当該親族に関する「親族関係書類」（その親族が年齢30歳以上70歳未満の人で、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人である場合には、「親族関係書類」に加えて、「留学ビザ等書類」）及び「送金関係書類」（その親族が年齢30歳以上70歳未満の人で、所得者から本年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている場合には「38万円送金書類」）が必要となります。

【問4】 従業員Aから質問があったのですが、Aが扶養している母親の収入の内訳が、パート収入124万円、遺族年金80万円である場合、扶養親族の判定上、この遺族年金はどのように取り扱われるのでしょうか。

【答】 扶養親族や控除対象配偶者などに該当するかどうかを判定する場合の合計所得金額には、所得税法やその他の法令の規定によって非課税とされる所得は含まれないことになっています。

したがって、非課税所得である遺族年金を含めないところで扶養親族の判定をすることになりますから、Aさんの母親の場合はパート収入の124万円だけを基に判定することとなり、給与所得控除額74万円を控除した後の合計所得金額は50万円となりますので、扶養親族に該当することになります。

【問5】 当社では、本年中に、アルバイトAに対して140万円の給与を支給しました。年末調整に当たって、Aから「私は大学生で、今年はこのアルバイト収入以外に収入がないため、『勤労学生控除』を受けることができるのではないか。」との問合せがありました。勤労学生控除とは、どのようなものなのでしょうか。

【答】 勤労による所得を有する一定の学生又は生徒等のうち、合計所得金額が89万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が163万円以下）で、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得金額が10万円以下の人（以下「勤労学生」といいます。）は、「勤労学生控除」（控除額27万円）を受けることができます。

Aさんは、アルバイト収入しかなく、給与の収入金額が140万円ということですから、勤労学生控除を受けることができます。この場合には、Aさんから、勤労学生に該当する旨等を記載（一定の専修学校等の生徒等の場合は証明書類を添付）した扶養控除等（異動）申告書の提出を受けることが必要ですので、注意してください。

【問6】 給与の支払者に「所得金額調整控除申告書」を提出する日において、本年の給与の収入金額が850万円を超えるかどうかは明らかではありません。給与の収入金額が850万円を超える場合は所得金額調整控除の適用を受けたいのですが、この場合、「所得金額調整控除申告書」の提出はどのようにすればよいのでしょうか。

【答】 「所得金額調整控除申告書」は、所得金額調整控除の適用を受けようとする旨等を記載するものであるため、給与の収入金額が850万円を超えるかどうかは明らかではない場合であっても、所得金額調整控除の適用を受けようとするときは、「所得金額調整控除申告書」に必要事項を記載し、給与の支払者に提出してください。

なお、その年の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円を超えなかった場合は、「所得金額調整控除申告書」の提出をしたとしても、年末調整において所得金額調整控除が適用されることはありません。

【問7】 いわゆる共働きの世帯で、扶養親族に該当する20歳の子がいる場合、扶養控除の適用については夫婦のいずれかで受けることとなりますが、所得金額調整控除の適用についても夫婦のいずれかで受けることとなるのでしょうか。

【答】 同じ世帯に所得者が2人以上いる場合、これらの人の扶養親族に該当する人については、これらの人のうちいずれか1人の者の扶養親族にのみ該当するものとみなされるため、いわゆる共働きの世帯の場合、1人の扶養親族に係る扶養控除の適用については、夫婦のいずれかで受けることとなります。

他方、所得金額調整控除の適用については、扶養控除と異なり、いずれか1人の扶養親族にのみ該当するものとみなされませんので、これらの人はいずれも扶養親族を有することとなります。そのため、いわゆる共働きの世帯で、扶養親族に該当する年齢23歳未満の子がいる場合、夫婦の双方で所得金額調整控除の適用を受けることができます。

（注）上記のような場合には、年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例についても、上記と同様に、夫婦の双方でその適用を受けることができます。

【問8】 親族等が契約者となっている生命保険契約等の保険料又は掛金について、生命保険料控除の対象とすることができますか。

【答】 控除の対象となる生命保険料は、給与の支払を受けている人自身が締結した生命保険契約等の保険料又は掛金だけに限らず、給与の支払を受ける人以外の方が締結したものの保険料又は掛金であっても、給与の支払を受ける人がその生命保険料を支払ったことが明らかであれば、控除の対象とすることができます。

例えば、妻や子が契約者となっている生命保険契約等であっても、その妻や子に所得がなく、給与の支払を受ける夫がその保険料又は掛金を支払っている場合には、その保険料又は掛金は夫の生命保

除料控除の対象となります。ただし、この場合にも、その生命保険契約等の保険金の受取人の全てが給与の支払を受ける人又はその配偶者その他の親族（個人年金保険契約等である場合は、年金の受取人の全てが給与の支払を受ける人又はその配偶者）でなければなりません。

（注）保険料を負担していない人が、満期や解約又は被保険者の死亡により、その生命保険金を受け取った場合、贈与税や相続税の対象となります。

〔問9〕 従業員が、生計を一にする親の後期高齢者医療制度の保険料を口座振替により支払った場合、年末調整で、その保険料を社会保険料控除の対象とすることができますか。

〔答〕 従業員が口座振替により支払った、生計を一にする親の負担すべき後期高齢者医療制度の保険料については、保険料を支払った従業員に社会保険料控除が適用されます。

なお、年金から特別徴収された保険料については、その保険料を支払った者は年金の受給者自身であるため、年金の受給者に社会保険料控除が適用されます。

〔問10〕 当社では、12月分の給与を12月20日に支給し、その際に年末調整を終えました。その後、12月25日に従業員Aから、Aの父親が控除対象扶養親族に該当することになった旨の申し出がありました。この場合、Aは扶養控除を本年分の所得税について受けることができるのでしょうか。

〔答〕 控除対象扶養親族に該当するかどうかは、その年の12月31日の現況で判定することになりますので、ご質問の場合には、Aさんは本年分の所得税についてAさんの父親に係る扶養控除の適用を受けることができます。

ご質問の場合、年末調整が終わっているとのことですが、Aさんから「給与所得者の扶養控除等異動申告書」を提出してもらえば、翌年1月の「給与所得の源泉徴収票」を交付する時まで年末調整の再計算を行うことができます。

なお、年末調整の再計算によらず、Aさんが確定申告によって、その減少することとなる税額の還付を受けることもできます。

〔問11〕 年末調整を終えた後に、従業員Aから12月31日に子が生まれたとの申出がありました。この生まれた子については、扶養控除の対象にはならないと聞きましたが、Aの給与の収入金額が850万円を超える場合、所得金額調整控除の要件の対象とし、年末調整をやり直してもよいのでしょうか。

〔答〕 年齢16歳未満の扶養親族は扶養控除の対象とはなりませんが、所得金額調整控除においては、年齢23歳未満の扶養親族を有することが要件の一つとされているため、年末に子が生まれた場合、この要件を満たすこととなります。

年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合、年齢23歳未満の扶養親族を有するかどうかなどの判定は、「所得金額調整控除申告書」を提出する日の現況により判定することとなりますが、年末調整後、その年の12月31日までの間に従業員等に子が生まれ、所得金額調整控除の適用要件を満たし年末調整による年税額が減少することとなる場合、その年分の源泉徴収票を給与の支払者が作成するまでに、その異動があったことについてAさんからその異動に関する申出があったときは、翌年1月の「給与所得の源泉徴収票」を交付する時まで年末調整の再計算を行うことができます。この場合においても「所得金額調整控除申告書」の提出は必要ですので、ご注意ください。

なお、年末調整の再計算によらず、Aさんが確定申告によって、その減少することとなる税額の還付を受けることもできます。

（注）上記のような場合には、年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例についてもその適用要件を満たすこととなりますので、上記と同様に、「給与所得者の保険料控除申告書」の提出を受けることにより、年末調整の再計算を行うことができます。

〔問12〕 年末調整を終えた後に、従業員Aから、「給与所得者の配偶者控除等申告書」の提出を失念していたとの申出がありました。年の最後に給与の支払をする日の前日までに「給与所得者の配偶者控除等申告書」の提出がなかったため、配偶者（特別）控除を適用せずに年末調整の計算を終えていますが、その後に従業員Aから「給与所得者の配偶者控除等申告書」の提出を受けることにより、年末調整をやり直してもよいのでしょうか。

〔答〕 「給与所得者の配偶者控除等申告書」は、その年の最後に給与の支払を受ける日の前日までに提出することとされており、年末調整の計算は、提出された「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づいて行うこととされています。

ご質問の場合、年の最後に給与の支払をする日の前日までにAさんから「給与所得者の配偶者控除等申告書」の提出がなかったため、配偶者（特別）控除を適用せずに年末調整の計算を終えたのですが、その後、Aさんから「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出してもらえば、翌年1月の「給与所得の源泉徴収票」を交付する時まで年末調整の再計算を行うことができます。

なお、年末調整の再計算によらず、Aさんが確定申告によって、その減少することとなる税額の還付を受けることもできます。

（注1）「給与所得者の特定親族特別控除申告書」、「給与所得者の基礎控除申告書」、「給与所得者の保険料控除申告書」及び「所得金額調整控除申告書」についても同様です。

（注2）年途中で死亡により退職した従業員について行う年末調整においても、死亡した従業員の相続人に対して「給与所得の源泉徴収票」を交付する時（死亡退職から1月以内に交付することとされています。）までであれば、相続人から「給与所得者の配偶者控除等申告書」等の提出を受けることにより、提出を受けた申告書に基づいて、年末調整の計算を行って差し支えありません。

〔問13〕 年末調整時に従業員から提出された「給与所得者の基礎控除申告書」に記載された給与所得の収入金額よりも、本年中にその従業員に支払った給与等の金額の方が多かったため、その従業員に記載内容の再確認を依頼したところ、その給与所得の収入金額や「給与所得者の基礎控除申告書」の「基礎控除の額」欄、「給与所得者の配偶者控除等申告書」の「配偶者控除の額（配偶者特別控除の額）」欄の金額に誤りがあることが判明しました。どのように処理すればよいのでしょうか。

〔答〕 従業員から提出された「給与所得者の基礎控除申告書」に記載された給与所得の収入金額などに誤りがある場合、給与の支払者は、その従業員の方に「給与所得者の基礎控除申告書」や「給与所得者の配偶者控除等申告書」の記載内容の訂正を依頼するなどして、適正な基礎控除額及び配偶者控除額又は配偶者特別控除額により、年末調整を行ってください。

〔問14〕 年末調整による超過額が多かったので1月に納付する税額はありません。この場合、所得税徴収高計算書（納付書）は税務署に提出しなくてよいのでしょうか。

〔答〕 たとえ1月に納付する税額がなくても、所得税徴収高計算書（納付書）は、所要事項を記入して1月10日（納期の特例の承認を受けている場合は1月20日、また、それらの日が日曜日、祝日などの休日に当たる場合や土曜日に当たる場合にはそれらの休日明けの日）までに税務署に提出してください。

なお、納付税額がない所得税徴収高計算書（納付書）は金融機関で取り扱いませんので、所轄の税務署に提出するようお願いいたします（この場合の所得税徴収高計算書データについてもe-Taxにより送信することができます。）。

（注）税務署では、令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととしており、納付税額がない所得税徴収高計算書（納付書）の写しについても同様の取扱いとなります。

詳細は、国税庁ホームページ（[令和7年1月からの申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて](#)）をご覧ください。



e-Taxを利用して源泉所得税が納付できます!

国税電子申告・納税システム（e-Tax）による納付手続は次のとおりです。

ご利用開始までの流れ（e-Taxソフト（WEB版）を利用する場合）

※ e-Taxソフト（WEB版）はWebブラウザ上で納付手続を利用できます。なお、パソコンにe-Taxソフトをインストールして納付手続を利用することも可能です。

1 e-Taxソフト（WEB版）の準備をします。

e-Taxソフト（WEB版）をご利用になる際に、事前準備セットアップが必要な場合があります。事前準備セットアップについては、e-Tax ホームページ「e-Tax ソフト（WEB版）のご利用に当たって【パソコン】」をご確認ください。



2 e-Taxの開始届出を行います。

e-Taxをはじめてご利用になる場合は、e-Taxの開始届出書の提出（送信）が必要です。e-Taxソフト（WEB版）を利用して開始届出書の提出（送信）を行うと、利用者識別番号を通知する画面が表示されます。

※1 e-Taxの開始届出の方法は、他にも、e-Taxホームページの「e-Taxの開始（変更等）届出書作成・提出コーナー」を利用する方法や所轄税務署に書面で提出する方法があります。

2 e-Taxソフト（WEB版）の操作方法については、e-Taxホームページ（e-Taxソフト（WEB版）ご利用ガイド）をご覧ください。



【開始届出書を作成する】

3 税務署又は金融機関等に対し納付のための手続（準備）を行います。

納付手続は、次のとおり様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納付手続を行ってください。なお、各納付手続の詳しい内容については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」(https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/gensen_nouzei/cashless.htm)をご覧ください。



「源泉所得税の納税手続」

① ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）を利用する場合

ダイレクト納付利用届出書を所轄の税務署へ提出します。

個人事業者の方は e-Tax からダイレクト納付利用届出書を提出（送信）することができ、金融機関届出印や電子証明書が不要となります。

書面でダイレクト納付利用届出書を提出していただいてから利用可能となるまでに1か月程度かかりますが、e-Tax での提出（送信）の場合は、1週間程度でご利用できます。

ダイレクト納付利用届出書の記載方法や、ご利用可能な金融機関等の詳細については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」の「ダイレクト納付」でご確認ください。

なお、e-Tax の徴収高計算書データを送信する画面で、「自動ダイレクトを利用する」旨の項目にチェックを入れて送信することで、法定納期限当日（法定納期限当日に手続をした場合は、翌取引日）に自動的に口座引落としにより納付を行うことができます。

② インターネットバンキングで納付を行う場合

金融機関とインターネットバンキングの契約をします。利用するためには、お取引先の金融機関で「税金・各種料金払込みサービス」（ページ）が提供されている必要がありますので、あらかじめ金融機関にご確認ください。

③ クレジットカード納付を利用する場合

利用可能なクレジットカードをご準備ください（利用可能なクレジットカード等の詳細については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」の「クレジットカード納付」でご確認ください。）。

※ 納付税額に応じた決済手数料がかかります（決済手数料は、国の収入になるものではありません。）。

④ スマホアプリ納付を利用する場合

スマートフォンをご準備ください。

※1 納付税額が30万円以下の方が納付するための手続です。

※2 事前に Pay 払い（〇〇ペイ）へのアカウント登録及び残高のチャージが必要です。

これで納付のための手続（準備）は完了です。具体的な納税のしかたについては次ページをご覧ください。

スマートフォンなどを利用して源泉所得税が納付できます。

スマートフォンやタブレット端末からも、e-Taxソフト（WEB版）を利用することにより、源泉所得税を納付できます。

詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）、e-Taxホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp>）をご覧ください。

☆☆e-Taxを利用した納付のしかた（源泉所得税）☆☆

国税電子申告、納税システム（e-Tax）の利用のための事前準備（前ページをご覧ください。）の後、ダイレクト納付などによる納付が可能となります。

e-Taxソフト（WEB版）を利用した源泉所得税及び復興特別所得税の納付のしかたは次のとおりです。

1. 徴収高計算書データの作成・送信

開始届出を送信し取得した「利用者識別番号」とe-Taxに登録した「暗証番号」を用いてe-Taxソフト（WEB版）にログインし、徴収高計算書データを作成・送信します。

- 1 自動ダイレクトを利用する場合、徴収高計算書データを送信する画面で、「自動ダイレクトを利用する」旨の項目にチェックを入れて送信することで、2. 以下の手続は不要となります。
- 2 納付すべき税額がない場合（納付税額0円）の徴収高計算書データについても送信することができます。

e-Taxを利用することにより所得税徴収高計算書（納付書）が不要となる方につきましては、「所得税徴収高計算書用紙の送付の要否」欄の「1 送付不要」を選択し、徴収高計算書データを送信してください。
 次回の年末調整関係書類送付時から納付書の送付（郵送）を省略いたします。

区分	税額	延滞税	合計
所得税（01）	3,240,000	78,360	3,318,360
法人税（02）			
住民税（03）			
地方教育税（04）			
固定資産税（05）			
都市計画税（06）			
雑税（07）			
延滞税（08）			
合計	3,318,360	78,360	3,396,720

2. 納付方法の選択

データを送信後表示される受信通知又はメッセージボックス一覧から納付区分番号通知を表示し、納付方法を選択します。

- ① **ダイレクト納付を利用する場合**
 納付予定日に応じて、画面の「今すぐに納付される方」又は「納付日を指定される方」のボタンをクリックします。
- ② **インターネットバンキングで納付を行う場合**
 画面の「インターネットバンキング」ボタンをクリックし、以後、画面の案内に従い、お取引先の金融機関のインターネットバンキングにログインします。
- ③ **クレジットカード納付を利用する場合**
 画面の「クレジットカード納付」ボタンをクリックし、「国税クレジットカードお支払サイト」へアクセスします。
- ④ **スマホアプリ納付を利用する場合**
 画面の「スマホアプリ納付」ボタンをクリックし、「国税スマートフォン決済専用サイト」へアクセスします。

受信通知（納付区分番号通知）

通知内容
 送信されたデータを受け付けました。
 なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

※ 納付手続の進捗にご注意ください。
 選択された納付手続が完了しないまま、本画面または別ウィンドウ（外部サイト）において、別途、納付手続をされた場合、二重に納付されるおそれがありますのでご注意ください。

利用者識別番号	2631042922100090
氏名又は名称	国税株式会社
代表者等氏名	国税本部
受付番号	20270120120357171511
受付日時	2027/1/20 12:03:57

3. 納付

- ① **ダイレクト納付を利用する場合**
 納付日を指定して納付する場合は、振替を行う預貯金口座を選択し、納付日を指定した後、画面の「納付」をクリックすると、選択した預貯金口座から指定した期日に振替が行われ、納付が完了します。
 - ② **インターネットバンキングで納付を行う場合**
 インターネットバンキングにログインすると、払込情報が画面に表示されますので、内容を確認し納付手続を行います。
 - ③ **クレジットカード納付を利用する場合**
 「国税クレジットカードお支払サイト」が表示されますので、注意事項及びe-Taxから引き継がれた内容（納付金額等）を確認し納付手続を行います。
 - ④ **スマホアプリ納付を利用する場合**
 「国税スマートフォン決済専用サイト」が表示されますので、注意事項及びe-Taxから引き継がれた内容（納付金額等）を確認し納付手続を行います。
- ※ 1 納付期限内に徴収高計算書データを送信した場合であっても、期限後に電子納税を行ったときは、延滞税や不納付加算税などを負担しなければならないことがありますのでご注意ください。
- 2 ダイレクト納付の場合、納付手続完了後、「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので必ずご確認ください。また、納付日の指定を行った場合は、指定した日の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。
- 3 クレジットカード納付の場合、納付手続完了後、「クレジットカード納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので必ずご確認ください。
- 4 スマホアプリ納付の場合、納付手続完了後、「スマホアプリ納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので、必ずご確認ください。

ダイレクト納付

届出をした預貯金口座よりダイレクト納付を行うことができます。

① **今すぐに納付される方**
納付日を指定される方

電子納税

「A T Mやインターネットバンキング、モバイルバンキング」をご利用の際に以下のとおり入力してください。
 （控えを照るか、印刷されることをお勧めします。）

収納機関番号 00200

納付金額 66,360 円

インターネットバンキングにより電子納税を行う方は、「インターネットバンキング」ボタンを押してください。

② **インターネットバンキング**

クレジットカード納付

クレジットカードにより納付を行う方は「クレジットカード納付」ボタンを押して、「国税クレジットカードお支払サイト」で納付手続を行ってください。
 なお、「国税クレジットカードお支払サイト」は、国税庁長官が指定した納付受託者が運営する国税のクレジットカード納付専用の外部サイトです。

納付先 繰越税務署

納付金額 66,360 円

③ **クレジットカード納付**

スマホアプリ納付

スマホアプリ納付を行う方は、「スマホアプリ納付」ボタンを押して、「国税スマートフォン決済専用サイト」で納付手続を行ってください。
 なお、「国税スマートフォン決済専用サイト」は、国税庁長官が指定した納付受託者が運営する国税のスマホアプリ納付専用の外部サイトです。

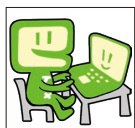
納付先 繰越税務署

納付金額 66,360 円

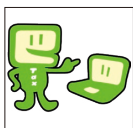
④ **スマホアプリ納付**

源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーを開設しました

源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーとは、e-Taxソフト（WEB版）と同様の画面操作を用いて、徴収高計算書の作成・送信・納付手続を体験できるデモ操作ツールです。 ※体験できる機能は一部のみ



事前準備不要



何度でも操作可能



操作確認用に